

沖縄工業高等専門学校 障害等を有する学生支援に関する基本方針

令和4年8月17日

校長 裁定

1. はじめに

沖縄工業高等専門学校（以下、「本校」という。）では、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第11条第1項に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に基づき、以下の基本方針を定めました。障害学生の所属する学科・コースの学びの特徴と障害等を有する学生のニーズに基づいて、個別に合理的配慮の内容（以下「支援内容」という。）について検討していきます。

2. 目的

本校教職員は、本支援基本方針をもとに、障害のある学生への不当な差別的取扱いを厳に慎むとともに、本校の運営にとって過重な負担にならない限りにおいて合理的な配慮を提供するよう努めます。

- ・障害のある学生が他の学生と同等の教育を受けることができるように修学機会の確保と支援内容・方法の充実を図ること
- ・障害のある学生が安全かつ円滑に本校での教育活動に参加できるよう、障害のある学生一人ひとりの声を積極的に聴き取り、修学環境の整備を行うこと

3. 学生の受入に関して

3-1 入学選抜

本科・専攻科の入学選抜においては、個々の特性に対応した、「公平な」合理的配慮・支援の提供に努めます。学生募集要項に、「入学者選抜に関する合理的配慮の提供について」を明示しています。合理的配慮には、準備に時間を要することもあるため、入学者選抜において障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は、早めに本校学生課教務係まで相談するよう、記載しています。

入学選抜の可否判定には、障害を理由とした影響を及ぼさないものとします。

3-2 学生寮

学生寮は、「男子寮」「女子寮」が設置されていますが、この寮は生物学上の区分で入寮を受け入れます。

4. 入学後の支援に関して

4-1 支援対象および支援範囲

障害などを有する学生が他の学生と同等の教育を受けることができるように修学機会の確保と支援内容・方法の充実に努めます。

合理的配慮は、障害などを有する学生が他の学生と同等の教育を受ける権利を十全に保障するために、障害などを有する学生本人または保護者からの支援要請により、提供されま
す。具体的にはガイドラインを参照してください。

支援対象は以下のとおりです。

- ① 障害・疾病など 身体障害、発達障害、精神障害またはその他の心身の機能の障害を含
み、当該障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を
受ける状態
- ② 社会的障壁 日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、
制度、慣行、観念その他一切のもの

4-2 支援内容の合意形成

学生本人または保護者からの支援要請に基づき、学修支援の内容・方法の検討を開始しま
す。学生本人の要望を十分に聞き、他の学生と同等に授業等の教育活動に参加できるように、
学生本人と本校関係者の共通理解・合意の上で支援内容を決定します。また、必要に応じて、
両者の合意の下で支援内容を見直します。

4-3 支援体制

本校教職員との支援方法に関する相談・支援を検討する部署を設置し、個々の学生の事案
に対応できるよう、各学科、事務などの学内部署が連携を図り、障害を有する学生の学修支
援の充実に努めます。

4-4 啓発・啓蒙

障害などを理由とする差別の解消の推進を図るため、構成員に対し、必要な研修および啓
発を行います。

4-5 相談窓口

すべての組織・教職員が連携して、障害学生および障害のある入学志願者の支援を実施お
よび調整することとし、障害学生および障害のある入学志願者、その保護者ならびにその他
関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、次に掲げるとおりとします。

- ① 学生相談・支援室
- ② 保健室
- ③ 学生寮
- ④ キャリア教育センター
- ⑤ 情報処理センター
- ⑥ 入学志願者においては、教務係

5. 施設に関して

障害のある学生が安全かつ円滑に本校での教育活動に参加できるよう、障害のある学生
一人ひとりの声を積極的に聴き取り、修学環境の整備に努めます。